

令和8年2月3日

独立行政法人 水資源機構 分任 契約職  
利根導水総合管理所長 秋場 宣吉  
(公印省略)

## 見 積 依 頼 書

- 1 件 名 イベント傷害保険(利根導水総合管理所) (オープンカウンター方式による)  
2 施 行 場 所 埼玉県行田市大字須加字船川4369 水資源機構利根導水総合管理所  
3 履 行 日 令和8年2月19日  
4 内 容 等 別途交付する仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

### 記

- 1 現 場 説 明 実施しません。  
2 見積参加要件 当機構の一般競争(指名競争)参加資格を有している必要はありません。

### 3 見 積 書 等

- 1) 様 式 等 見積書の様式は任意ですが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。

- 2) 提 出 方 法 電子メール又はFAXによる。(※メールアドレス及びFAX番号は、4)に記載)

- 3) 見 積 書 提 出 期 限 令 和 8 年 2 月 16 日 10:00 まで

- 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所

FAX番号 048-557-1506 (電子メール)nyukei\_tonedo@water.go.jp

- 5) 担 当 者 総務課 契約担当

- 6) 質 問 書 提 出 期 限 令 和 8 年 2 月 9 日 10:00 まで

見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。

- 7) 見 積 日 時

2回を限度とする。

なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡するものとし、再度の見積提出の期限は令和8年2月17日 10:00 までとします。

- 9) そ の 他

①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。

### 4 見 積 結 果

見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに書面により通知します。

### 5 そ の 他

- 1) 契約金額は、見積書に記載された課税対象の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)に課税対象外の金額を加えた金額とします。
- 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後(納品確認後)の一括支払となります。
- 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。

# イベント傷害保険 仕様書

## 第1節 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所が依頼するイベント傷害保険に適用する。

## 第2節 保険契約者及び被保険者

- (1) 保険契約者 独立行政法人水資源機構 利根導水総合管理所（以下「機構」という。）
- (2) 被保険者 機構が開催するイベントの参加者

## 第3節 契約期間

令和8年2月19日

## 第4節 保険の種類

機構が開催するイベントに参加する者の怪我、死亡に対応する保険（普通傷害保険・レクリエーション特約付帯）

## 第5節 イベント概要及び参加者数

- (1) イベント名 利根川の環境学習会
- (2) イベント内容 地元小学校を対象とした、出前授業と近隣施設の見学（A区分）
- (3) 参加者数 20名

## 第6節 保険金額

|         |        |
|---------|--------|
| 1名あたり   |        |
| 死亡・後遺障害 | 700万円  |
| 入院保険金日額 | 3,000円 |
| 通院保険金日額 | 2,000円 |

## 第7節 その他の事項

- (1) 契約方式は、個別契約方式を原則とする。
- (2) 契約締結等の事務については、保険代理店を介して行うものとする。  
なお、代理店の選定は、任意に選定してよいが、契約期間開始前までに機構担当者に選定した代理店を明示した書面を提出すること。
- (3) 契約期間開始前までに、別途、傷害保険申込書等を提出すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項、又は契約後疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

一以下余白一